

佐賀県告示第八十六号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例(昭和二十七年佐賀県条例第五十二号)
第八条第一項の規定により、平成二十二年度木材業者及び製材業者の登録事項
を次のとおり変更した。

平成二十三年三月十五日

佐賀県知事 古 川 康

木材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木鹿第9号	平成23年3月3日	変更前	多久市多久町2888番地	株式会社松尾材木店	林 雅文
		変更後	〃	〃	松尾 春一

製材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐製鹿第8号	平成23年3月3日	変更前	多久市多久町2888番地	株式会社松尾材木店	林 雅文
		変更後	〃	〃	松尾 春一